



平成 24 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 スルガ銀行 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 岡 野 光 喜
(コード番号 8358 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員
経営管理部長 秋田 達也
(TEL. 03 - 3279 - 5527)

日本アイ・ビー・エム株式会社に対する損害賠償請求訴訟の第一審判決に関するお知らせ

本日、スルガ銀行株式会社(以下「当社」)が日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」)に対して提起しておりました損害賠償請求訴訟(以下「本訴訟」)に関して、第一審判決(以下「本判決」)が言い渡されましたので、ここにお知らせ致します。

記

1. これまでの経緯

- | | |
|------------------|--|
| 平成 12 年 | 当社から IBM に対し、次期基幹系システム(以下「新経営システム」)の提案を依頼。 |
| 平成 16 年 9 月 29 日 | IBM に対して新経営システムの開発を総額 95 億円で委託する基本合意書を締結。同時に、平成 20 年 1 月のサービスインに向けて、開発プロジェクトがスタート。 |
| 平成 17 年 9 月 30 日 | それまでの開発プロジェクトの検討内容を踏まえて、「『新経営システム』合意書」を締結。 |
| 平成 19 年 4 月 | 基幹パッケージソフトとして採用が予定されていた Corebank の採用を断念せざるを得ないことが IBM から通告されたこと等を受けて、開発プロジェクトが頓挫。 |
| 平成 19 年 4 月～12 月 | 当社と IBM で損害賠償について協議するも進展なし。 |
| 平成 20 年 2 月 29 日 | IBM に対し、開発プロジェクトの失敗により生じた損失及び逸失利益(合計約 111 億円)の損害賠償を求めて、東京地方裁判所に本訴訟を提起。 |
| 平成 24 年 3 月 29 日 | 東京地方裁判所にて判決言渡し。 |

2. 判決の内容

東京地方裁判所は、IBM に対し、当社へ 74 億 1366 万 6128 円並びにこれに対する平成 19 年 7 月 18 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うように命じました。(本判決には、仮執行宣言が付されています。)

なお、本判決は、当社の被った実損害を全面的に認容しており、妥当な判断であると考えております。

3. 今後の見通し等

今後の対応につきましては、判決内容をよく精査し、訴訟代理人とも慎重に協議のうえ決定致します。

なお、当期の業績への影響につきまして本件判決に伴う対応が必要と認められた場合は、速やかにお知らせ致します。

以 上